

令和6年度岐阜県高等学校奨学金募集要項

令和6年度の岐阜県高等学校奨学金(第2次)の奨学生を下記のとおり募集します。
この奨学金は貸与ですので、貸与終了後は、全額返還していただくことになります。
 募集要項をよく読まれたうえで申請を行ってください。

【申請期間】

令和6年10月7日(月)～令和6年11月15日(金)

※申請の提出期限は、在学から岐阜県教育委員会へ送付する期限です。
※在学校の提出期限をお確かめください。

【申請書類提出先】

在学校の奨学金担当

【申込資格】

次の条件の全てに該当する生徒・学生が対象となります。

- ①岐阜県内に住所を有する者の子弟
 又は県外募集枠の岐阜県立高等学校の学生であること。
- ②経済的理由により修学が困難であること(収入基準は5ページ参照)。
- ③次のいずれかの学校に在学していること。
 - ア 高等学校(専攻科及び別科を除く。)
 - イ 中等教育学校の後期課程(専攻科及び別科を除く。)
 - ウ 高等専門学校(専攻科を除く)

【申請手続】

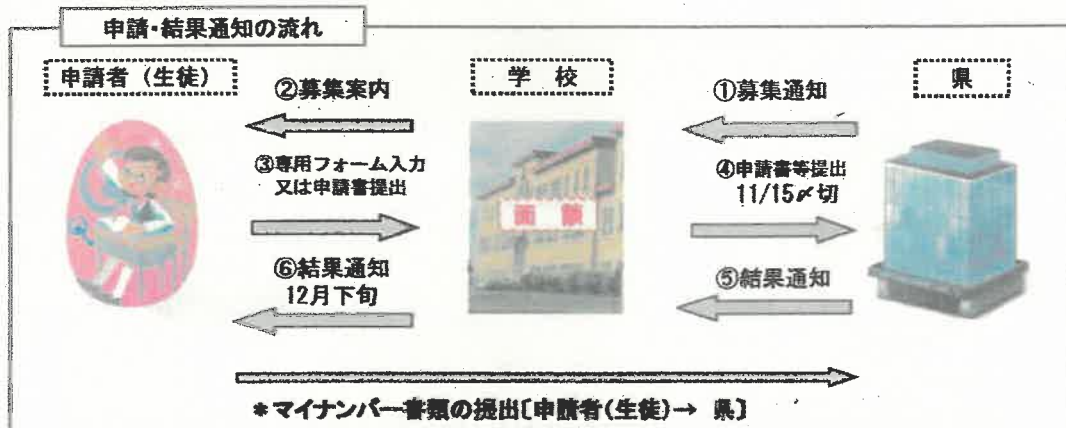
申請希望者は、申請用紙に必要な事項を記入の上、関係書類を添付して、在学する学校の奨学金担当者等に提出(マイナンバー提出書類を除く)してください。

【申請にあたっての注意】

申請希望者は、在学校の提出期限内に、当奨学金ホームページに記載されている《申請者》専用申請フォームへの申請(入力+送信、学校への入力内容の写しの提出)と各必要提出書類について、在学する学校の奨学金担当者等への提出(マイナンバー提出書類を除く)が必要です。
 *在学する学生から、申請フォームの入力内容の印刷についてご相談があった場合には、学校で印刷いただくなどご協力をお願いします。

◆「岐阜県奨学金」ページ(岐阜県公式ホームページ内)

<https://www.pref.gifu.lg.jp/page/177719.html>



【採用の通知】

審査結果は、採用・不採用にかかわらず在学する学校を通じて12月下旬頃にお知らせします。

【制度の概要】

1 奨学金の貸与月額

区分	自宅通学	下宿費用又は 通学費用加算 (※) 5,000円加算	下宿費用又は 通学費用加算 (※) 10,000円加算
公立高等学校等	18,000円	23,000円	28,000円
高等専門学校	18,000円(自宅・自宅外区分なし)		

※ 第2次募集は、令和6年10月分からの貸与となります。

公立学校等の生徒で、下宿費用または通学費用に充てるため必要と認められる場合は、5,000円または10,000円を加算して申請することができます。

※ 下宿費用加算は、申請時に下宿等から通学している者が対象。

※ 通学費用加算とは申請時において、公共交通機関を利用して通学する生徒で通学費を概ね月額8,000円以上負担している者が対象。(3,6ヶ月定期を利用の場合は、それぞれの月数で割って1月あたりの額を計算。複数の交通機関を利用の場合はその合計額。)

＜通学費の計算例＞ 電車とバスを利用している場合		
①通学定期(電車) 3ヶ月	15,000円	1ヶ月あたり 15,000円÷3ヶ月=5,000円
②通学定期(バス) 6ヶ月	30,000円	1ヶ月あたり 30,000円÷6ヶ月=5,000円
合計 10,000円≧8,000円 →通学費高額負担者の区分での申請が可能		

2 併用の禁止

以下の奨学資金との併用はできません。

- ・岐阜県選奨生奨学金
- ・岐阜県子育て支援奨学金
- ・岐阜県高等学校定時制課程通信制課程修学奨励費貸付金
- ・母子及び父子並びに寡婦福祉法による修学資金

3 奨学金の貸与方法

今回、第2次募集で新規に採用された方については、1月下旬に10～3月分をまとめて奨学生名義の口座に振り込みます。

2年目以降は、5月(4～6月分)、7月(7～9月分)、10月(10～12月分)、1月(1月～3月分)の各月の下旬に奨学生名義の口座に振り込みます。

4 奨学金の返還

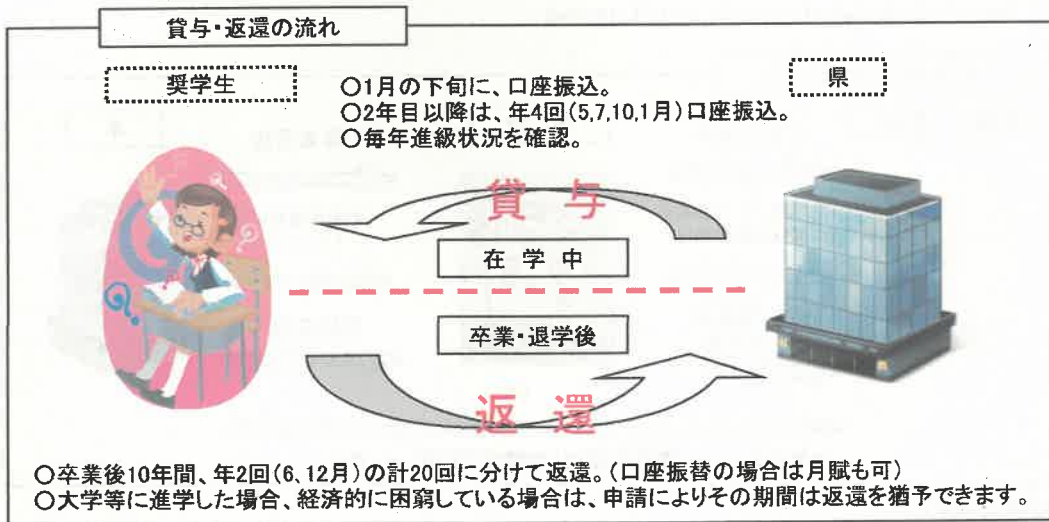
貸与終了後、約半年の据置期間において10年以内に貸与を受けた総額を返還していただきます。

返還は、県から送付する「納入通知書」により指定の金融機関での納入(※1)または口座からの自動引落し(※2)により納入していただきます。返還月は6月と12月の年2回ですが、口座からの自動引落しは月賦払いでも可能です。

この奨学金は無利息ですので、元金のみを返還していただきますが、**各返還期日までに返還されない場合は延滞金が発生します。**

※1 納入する金融機関が、県の指定金融機関(県内の金融機関と一部県外の銀行)以外の場合、振込手数料がかかる場合があります。

※2 口座から自動引落しできる金融機関は指定されています。



貸与額と10年・半年賦方式で返還する場合の1回あたりの返還額は下記のとおりです。参考としてください。

①貸与月額 18,000円 の場合			②貸与月額 23,000円 の場合		
貸与期間	貸与額合計(A)	1回あたりの返還額 A÷20回	貸与期間	貸与額合計(A)	1回あたりの返還額 A÷20回
1年間	216,000円	10,800円	1年間	276,000円	13,800円
2年間	432,000円	21,600円	2年間	552,000円	27,600円
3年間	648,000円	32,400円	3年間	828,000円	41,400円

③貸与月額 28,000円 の場合

貸与期間	貸与額合計(A)	1回あたりの返還額 A÷20回
1年間	336,000円	16,800円
2年間	672,000円	33,600円
3年間	1,008,000円	50,400円

○滞納者に対する処置

- (1)奨学生本人が返還しない場合は、連帯保証人に返還の請求をします。
- (2)滞納者には対しては、県が委託している債権回収会社から返還請求する場合があります。
- (3)著しく返還を怠った場合は、強制執行の手続きをとることがあります。
- (4)裁判所、弁護士等を使った場合、その費用も合わせて請求します。

5 個人情報について

申請書等にご記入いただいた情報等は、奨学金貸与・返還業務のために利用し、業務の目的の適正な範囲において、学校・金融機関等に必要に応じて提供することがありますが、その他の目的で利用することはありません。

【マイナンバーの提出について】

住民票、源泉徴収票の写し等については、申請者等から提出されるマイナンバーにて情報を確認する方法により、マイナンバーカード(写)提出の場合は、住民票や源泉徴収票の写し等の提出は不要になります。ただし、**マイナンバーの提出は、申請者(生徒等)から県へ直接郵送(簡易書留)にて提出する必要があります。マイナンバーの提出先は学校ではありませんので、ご注意ください。**

◆マイナンバーカード(写)を提出する場合は、申請者(生徒等)が本人と世帯全員のマイナンバーカード(写)を「マイナンバーカード(写)等貼付台紙」に貼り付けて、申請期間内(当日消印有効)に、県へ郵送(簡易書留)してください。

【マイナンバーの取扱いに関する留意事項】

奨学金を申し込む際に提出するマイナンバーは、法令上の定めにより、学校において取り扱うことができません。学校にマイナンバー提出書類(マイナンバーカード(写)等貼付台紙)が提出された場合は、速やかに申請者本人に返却いただき、上記のとおり、申請者本人から直接県に郵送(簡易書留)するようご案内ください。

【申請書類】

以下の書類を、各学校の奨学金担当まで提出してください。



○提出書類一覧

番号	必要書類	留意事項	備考
①	専用フォームから申請(オンライン申請)した入力内容の写し	<p>○専用フォームから申請(オンライン申請) 当奨学金ホームページ内専用フォームに入力・送信し、学校へ入力内容の写しを提出してください。 【入力内容の印刷について】</p> <p>① 専用フォームへの回答後の送信完了画面にて『入力内容を印刷する』ボタンを押して頂くことでパソコン、スマートフォンの印刷画面に遷移し、印刷したいプリンタを選択し印刷が可能です。なお、プリンタ設定につきましては、パソコンやスマートフォン側の設定となりますので、デバイスごとに異なります。設定方法は各製品の設定マニュアル等をご確認ください。</p> <p>② 上記記載の方法で印刷ができない場合には、在学する学校にご相談のうえ、受付完了メール(入力内容が記載されています)を学校へ送信し、学校での印刷を依頼してください。</p> <p>※フォーム入力後、送信すると再度修正することができませんので、ご注意ください。</p>	

① 岐阜県高等学校奨学金 貸与申請書 ※専用フォームから申請し た場合は、提出不要 ※留意事項「ア～カ」につい ては、〔岐阜県高等学校奨 学金貸与申請書〕を書面で 提出する場合における留意 事項	ア「親権者の同意」欄は、親権者が2人の場合は2名記載し、親権者 が1人の場合は1名記載すること。	
	イ「連帯保証人」欄は、必ずしも親権者でなくてもよいが、独立 の生計を営む成年者であること。	
	ウ「希望貸与額」欄は、該当のものを○で囲み、高等学校等の生 徒は「計」欄に希望貸与月額を記入すること。	
	エ「希望貸与期間」欄は、申請年度の10月から貸与を希望する 期間（最長期間は卒業年月まで）を記入すること。	
	オ「奨学金を希望する理由」欄は、家族・家庭の状況も併せて具 体的・詳細に記入すること。	
(加算希望者のみ) 下宿費用・通学費用加算 確認書	ア 下宿費用加算に該当する者は、「下宿費用加算」欄に下宿先 の住所・アパート名等を記入すること。	学校で確認必 要
	イ 通学費用加算を希望する者は、「通学費用加算」欄に1か月あ たり通学費、通学方法等を記入し、通学費を負担していること が確認できる証明書等（定期券のコピー等）を貼り付けること。	
	ウ 下宿費用加算または通学費用加算の希望の貸与月額 23,000円または28,000円を選択すること。	

※申請、貸与、返還時を問わず、重要書類の提出時には連帯保証人の印鑑が必要となります。
 また、貸与決定後の「誓約書」提出の際は、連帯保証人の印鑑登録証明書を提出していただきます。
 滞納した場合、連帯保証人は本人と同様の責任を負うことになります。

② 住民票(本籍地省略可)	○世帯全員のマイナンバーカード(写)を提出する場合は、住民票の 提出は不要です。ただし、状況によっては提出をお願いすることがあ ります。										
	1 親権者の属する世帯全員の住民票を提出してください。 2 申請者(生徒)が別居の場合、申請者の住民票は必要ありま せん。										
③ 経済状況等を証明するもの ○世帯全員のマイナンバーカード(写)を提出する場合は、提出は不要です。 ただし、状況によっては提出をお願いする場合があります。 ○マイナンバーカード(写)を提出しない場合は、以下の書類を提出してください。	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>証 明 書 等</th> <th>発 行 窓 口</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 生活保護世帯</td> <td>生活保護受給証明書(令和6年10月1日 以降の証明)</td> <td>県・市 福祉事務所</td> </tr> <tr> <td>2 市町村民税が課税され ていない世帯 (世帯の全員が非課税)</td> <td>市町村民税の令和6年度(令和5年分)所 得課税証明書又は非課税証明書 (世帯の全員が非課税であることが確認 できるものを提出してください)</td> <td>市町村役場</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	証 明 書 等	発 行 窓 口	1 生活保護世帯	生活保護受給証明書(令和6年10月1日 以降の証明)	県・市 福祉事務所	2 市町村民税が課税され ていない世帯 (世帯の全員が非課税)	市町村民税の令和6年度(令和5年分)所 得課税証明書又は非課税証明書 (世帯の全員が非課税であることが確認 できるものを提出してください)	市町村役場	
	区 分	証 明 書 等	発 行 窓 口								
1 生活保護世帯	生活保護受給証明書(令和6年10月1日 以降の証明)	県・市 福祉事務所									
2 市町村民税が課税され ていない世帯 (世帯の全員が非課税)	市町村民税の令和6年度(令和5年分)所 得課税証明書又は非課税証明書 (世帯の全員が非課税であることが確認 できるものを提出してください)	市町村役場									

区分	証明書等	発行窓口	
③ 令和4年中の総収入が生活保護世帯の1.5倍相当以下の世帯	ア 給与所得者 給与所得(令和5年)の源泉徴収票の写し	勤務先等	【区分3の場合】 令和5年中の所得の証明を全て提出してください。 就学者以外の世帯全員の証明が必要です
	イ 年金(恩給)受給者 年金(恩給)の改定通知書、支給通知書等の写し	市町村役場 各年金所管団体等 日本年金機構	
	ウ 事業・配当・不動産及び雑所得のある者 令和6年度(令和5年分)所得課税証明書	市町村役場	
※ 上記書類がない場合には、市町村長が発行する令和6年度(令和5年分)の所得課税証明書を提出してください。			
④ 通帳の写し	金融機関名、支店名、口座名義、口座種別、口座番号が確認できる通帳の写しを提出してください。		
⑤ 岐阜県高等学校奨学金貸付金口座振込依頼書	<input type="checkbox"/> 口座振込先は、申請者本人名義の口座を専用フォームに入力してください。 <input checked="" type="checkbox"/> ※専用フォームに入力の場合は、「口座振込依頼書」の提出は不要です。 <input type="checkbox"/> 口座振込依頼書を提出する場合 口座名義人は、申請者本人にしてください。		
⑥ 推薦調書	必ず本人が在学校の奨学金担当者又は担任に渡してください。		学校で作成
⑦ 面談記録票	在学校の奨学金担当者又は担任が面談を行い、記入します。申請者が記入しないで下さい。		学校の担当者が面談後に記入

お問い合わせ先

岐阜県教育委員会 教育財務課 管理経理係
 TEL 058-272-1111 (内線) 8563、8564
 〒500-8570 岐阜市藪田南2-1-1